

## [ 事案 20-45 ] 配当金請求

- ・平成 20 年 11 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 6 月 26 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

設計書記載の年金受取額を支払って欲しいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

10 年前に養老保険に加入した際、営業担当者から受け取った設計書に「15 年確定年金」、「年金金額 約 16.6 万円」、「15 年間の受取累計額約 257 万円」と記載されており、担当者からも「満期時の受取金を 15 年の年金で受け取ると、年金年額は 16 万 6,000 円、年金総額は 257 万円の確定年金になる」旨説明を受けた。

しかし、満期を迎え、保険会社に試算してもらったところ、実際に支払われる年金は、15 年の年金受取りにした場合、年金年額は 14 万 6,200 円、年金総額は 219 万 3,000 円で、加入時に設計書にもとづいて説明を受けた金額に比べ少なすぎる。設計書に記載され、営業担当者から説明のあった年金額を 15 年確定年金で支払ってほしい。

### < 保険会社の主張 >

下記により、設計書の「年金受取コース」欄に記載された年金年額・年金総額での支払いに応じることは出来ない。

- (1) 申立契約の締結に当たり提示した保険設計書では、満期保険金を年金で受け取った場合の年金年額について、「設計書作成日における料率と前年度決算による配当率にもとづいて計算しているので、将来変動(増減)することがあります」と記載しており、設計書記載の年金年額を保証するものではない。
- (2) 契約時に渡している「ご契約のしおり 約款」でも、「設計書等に記載されている配当金額は、直近の決算による支払配当率を仮に使用して計算した数値であり、今後の経済情勢などにより変動しますので、将来の支払額を保証するものではない」と明記されている。
- (3) 営業担当者に確認したところ、募集時に配当金は将来変動することは申立人に説明しているが、設計書記載の年金年額が保証されると説明した事実はないと言っている。

### < 裁定の概要 >

申立人は、設計書に記載され営業担当者の説明した年金額を支払うことが申立契約の内容になっている、と主張するものと解し、裁定審査会では、保険会社および申立人から提出された書面にもとづいて審理した結果、下記により設計書記載の年金額を支払うことが、申立契約の内容になっているということは出来ないことから、本件申立ては認められないと判断し、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 約款及び契約申込書によれば、申立契約は、保険期間満了時に満期保険金 200 万円と普通配当金、特別配当金の合計額を支払うものとされているが、満期時の受取金を年金で受け取ることも出来るとされており、年金額は確定金額を支払うものとはされていない。従って、設計書記載の年金額は、あくまでも設計書作成当時の実績に基づき算定された数値であって、設計書に記載された確定金額を支払うことを

内容とするものではない。

- (2) 設計書には設計書記載の年金額を支払うことを約束する文言がないだけでなく、「上記の受取年金額は、設計書作成日における料率と前年度決算による配当率に基づいて計算していますので、将来変動（増減）することがあります」との注意文言が記載されている。
- (3) 営業担当者が、設計書の記載と異なり、設計書に記載された金額の支払いが確定していると申立人に思い込ませるような言動をしたと認める証拠は窺われない。また、設計書に記載された予測金額と実際に支払われる金額が乖離していることは、申立人の生活設計に支障を生じさせることは理解出来るが、その主たる原因は、予測困難な経済状況の変化にあり、他の多くの生命保険契約においても同様の事態が生じており、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難であると言わざるを得ない。